



あぐに

大洋の中に豊かな
くらしと文化を築く

栗国村公認キャラクター

「アニーちゃん」



7年ぶりの栗国ハーリー

7月の主な内容

総務課だより	2～4頁
民生課だより	5～8頁
経済課だより	8頁
教育委員会だより	9頁
船舶課だより	9頁



■村の人口と世帯数（令和6年5月31日）

	西	浜	東	計	前月比
人口	男	88人	129人	151人	368人 2人増
	女	63人	89人	141人	293人 2人減
	計	151人	218人	292人	661人 増減無
世帯数	102世帯	148世帯	167世帯	417世帯	2世帯減

■ハブの捕獲数（令和6年5月31日時点）

令和6年度	平成29年度からの総数
60匹	565匹



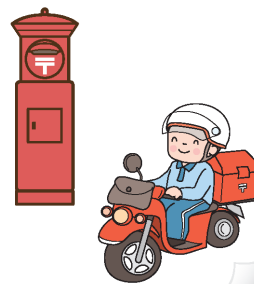
栗国村と日本郵便株式会社との包括的連携協定締結

令和6年5月27日に栗国村と日本郵便株式会社との間でそれぞれが有する人的・物的資源を有効活用して、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的に包括的連携協定を締結しました。

連携事項

- ① 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- ② 地域経済活性化に関すること
- ③ 未来を担う子どもの育成に関すること
- ④ 地域住民の利便性向上に関すること
- ⑤ ダイバーシティ推進に関すること
- ⑥ その他、地域創生に関すること

大きく6つの分野で連携していきます



当日は、

日本郵便沖縄支社長 金城 努様
地区総括局長 伊志嶺豊和様
南部地区郵便局長会副会長 高安 勝雄様
がご出席されて調印式を行いました。



選挙違反と罰則

- ◆ 選挙違反は「犯罪」として処罰の対象になっています。
- ◆ 候補者や選挙事務所関係者だけでなく有権者にも適用されます。

選挙違反（選挙犯罪）の例

買収罪	金銭、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導。金銭などを実際に渡さなくても、約束するだけでも違反となります。また、買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰されます。	
利害誘導罪	特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者又はその者と関係のある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村等）に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導に応じたり、利害誘導を促した場合も処罰されます。	
選挙妨害罪	有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の毀棄、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰されます。	
投票に関する罪	詐欺の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をすること、投票を偽造または増減すること、投票所又は開票所などで正当な理由なく、有権者が投票するのに指示したり勧誘したりして投票に干渉したり、また、投票内容を知ろうとすることなども処罰されます。	

- ◆ 選挙違反を犯すと、罰金・禁固・懲役などの刑罰が科せられます。
- ◆ それに加え、選挙権の停止などの措置もとられます。

選挙権・被選挙権の停止	選挙犯罪で刑罰（一定の場合を除く）を科せられた者は、一定の期間、選挙権・被選挙権が停止され、停止期間中は投票することも立候補することもできなくなります。	
連座制	連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。	

- ◆ 少年が選挙犯罪等を犯した場合には、法律上、特別の扱いがあります。



満20歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。

一方、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく刑事処分の対象になり、連座制も適用されることとなります。

なお、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととされています。

栗国村 最大の神事

ヤガン折目 (ヤガンウユミ)

場所:栗国村イビガナシー

毎年旧暦の6月24日、25日、26日の3日間を通して行われるのが「ヤガン折目」です。今年は7月29日(月)、30日(火)、31日(水)に行われます。

7月31日の最終日には、村をはじめ一般の人たちも参加し、村の繁栄、健康祈願や子宝祈願を行う日となっております。

7/29 山の神のお迎え

19:00頃から

各区長、各原組のヤトゥイ(雇い)は、祝女と共にエーガ拝所に集まり、山の神のお迎えをする。

7/30 火の神のウマチー、ナーヌウユウェー

18:00頃から

東の両ヌル、西のスイミチジ、火ヌ神前に集まり、ヤガン神の来臨の御礼と翌日の折目の案内と無事終了を祈願する。

7/31 ヤガン折目

9:00頃から

午前9時頃より朝のウンヌキグト(お願い事を伝える申し開き)が始まる。老若男女がイビガナシーに集まり健康祈願をする。●午前12時頃トゥン巡り●午後5時頃ユウフララ

●奉納相撲は小学生(高学年)・中学生・一般の部を行います。受け付けは当日会場にて行います。(受付時間・18:00を予定)

●民謡ショーは午後8時30分から屋外ステージで予定しております(天候等で変更になる場合があります)。

主催:栗国村 お問い合わせ:栗国村役場総務課 TEL 098-988-2016

令和6年度からの税制度の変更について

定額減税の金額・対象期間・手続き

家族を養っている場合は「人数×4万円」が減税されます。

たとえば、父・母・子(児童など)の3人家族なら、トータルの減税額は「3人×4万円＝12万円」です。

共働きの家庭でも、世帯で見れば基本的に減税額は変わりません。

	所得税の減税	住民税の減税
減税額	3万円 + (扶養人数×3万円)	1万円 + (扶養人数×1万円)
対象期間	2024年分の所得税	2024年度分の住民税
減税の手続き(会社員)	基本不要	基本不要
減税の手続き(個人事業主)	納税者が自分で手続きする (予定納税・確定申告)	基本不要

● 沖縄県介護保険広域連合からのお知らせ

令和6年度介護保険料の決定について

令和6年度の介護保険料が決定いたしました。納付書払い又は口座引落（普通徴収）の方は7月中旬に納入通知書をお送りいたします。年金からの天引き（特別徴収）の方は9月中旬に決定通知書をお送りいたします。

介護保険料は原則的には年金からの天引き（特別徴収）ですが、年度途中で65歳に到達した方や広域連合構成市町村外から転入した方など、新たに第1号被保険者となった場合は、特別徴収に切り替わるまでの間、納付書払い又は口座引落（普通徴収）となります。また、前年度途中で特別徴収が停止となった方も、再び特別徴収へ切り替わるまでの間は普通徴収となります。

スマホ収納について

令和6年7月20日（土）より、下記のスマホ収納を用いた納付が可能となります。

時間や曜日を気にせずに納付が可能となりましたので、ぜひご活用ください。

【利用可能なスマホ収納】

- ・ PayPay 請求書払い ・ LINE Pay 請求書支払い ・ PayB ・ 支払秘書
- ・ J-Coin 請求書払い ・ auPAY（請求書支払い） ・ d払い請求書払い

【注意事項】

- ・ 領収書は発行されません。
- ・ 納付手続きから収納結果の反映までお時間を要することがあります。

問い合わせ先

- ・ 沖縄県介護保険広域連合会計課 TEL 098-911-7503
- ・ 粟国村役場 民生課 TEL 098-988-2017

後期高齢者医療制度 ー 被保険者の皆様へー

令和6年8月から **被保険者証が切り替わります**

（有効期限が令和7年7月31日となります）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年 7月 31日
交付年月日	令和5年 8月 1日
被保険者番号	12345678
姓 名	うるま市石川石崎1-1
氏 名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 7月 5日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
期 間	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び住所	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 印

被保険者証の色（ピンク）
の変更はありません



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和7年 7月 31日
交付年月日	令和6年 8月 1日
被保険者番号	12345678
姓 名	うるま市石川石崎1-1
氏 名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 7月 5日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
期 間	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び住所	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 印

新しい被保険者証は、7月下旬までに、役場窓口にて交付します。（島外の方は郵送）

交付時期に関しましては、防災無線でお知らせします。

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

お問合せは

粟国村役場 民生課 後期高齢者医療保険係 TEL：098-988-2017

沖縄県後期高齢者医療広域連合 TEL098-963-8012

台風時（接近時）のゴミ収集について

台風接近時のゴミ収集について

台風接近時（強風時）にごみを出すのは大変危険です。強風による転倒事故・ごみの飛散による事故の誘発等の恐れがありますので、暴風警報が発令されていない場合でも、**できる限り、次回の収集日に出していただきますようご協力お願いいたします。**

やむをえず出されるごみについては、ごみが飛ばないように飛散防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

台風時のゴミ収集について

- ・暴風警報が発令された場合は、ごみの収集を中止します。
- ・テレビやラジオ等で暴風警報などの情報をこまめに、ご確認ください。



基本的なごみ収集は以下のとおりになりますので、ご確認ください。

ただし、台風の規模や天候によっては変更することもあります。

1. 午前8時00分の時点で、暴風警報が発令中の場合は、その日の朝のごみ収集は中止します。
2. お昼12時までに暴風警報が解除された場合、その日が「もえるごみ・生ゴミ」の収集日の場合は、午後1時より収集を行いますので、12時30分までに出示してください。
なお、「もえないごみ・資源ごみ・危険ごみ等」の収集日の場合については、収集しませんので次回の収集日に出してください。
3. お昼12時以降に暴風警報が解除された場合、その日の収集は終日行いません。翌指定日に出してください。
4. ごみ収集中に暴風警報が発令された場合、暴風警報が発令された時点で収集を中止します。出したごみが収集されていない場合は、ご自宅に戻していただき、次回のごみ収集日に出してください。
5. 台風の影響が長期化した場合、暴風警報解除後のゴミの収集はもえるごみ・生ごみ等を優先的に行う場合がございます。その際は、防災無線にて周知いたします。

お願い

- ・台風後はごみの排出が多くなるため収集が遅れることがあります。また、台風の影響が長期化した場合、もえるごみ・生ごみ等の収集を優先的にいたしますので、もえないごみ・資源ゴミ・草木等の収集は後回しにさせていただくことがあります。
- ・一般家庭ごみとして出される草木等の収集は、1回につき3袋（3束）、1袋につき重さが5kg以内までとなりますので、複数回に分け排出していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。
- ・台風後のボランティア清掃によるゴミの排出に関しては、一般家庭ゴミ同様に分別のご協力をお願いします。なお、回収に関しましては、一般家庭ゴミを優先させていただきますので回収が遅れる場合がございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年ハブクラゲ発生注意報発令要領

1 趣 旨

本県には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、年間100人前後の刺症被害が発生している。本格的な海水浴シーズンを迎え、海に出入りする機会が多くなるが、ハブクラゲは6月頃から人体に被害を与える大きさに成長するため、マリンレジャーの際には十分注意する必要がある。

このようなことを鑑み、広く県民及び観光客に対し、ハブクラゲ刺症についての注意を喚起し、ハブクラゲによる被害の未然防止を図る。

2 発令期間

令和6年6月1日（土）～9月30日（月）



3 広報活動

- (1) 県内の報道機関に対し、注意報発令の趣旨、ハブクラゲ刺症に関する情報等を提供し、ハブクラゲ刺症防止について協力を要請する。
- (2) 県の機関や市町村、各種団体等に対し、注意報発令を通知し、リーフレット、ポスター等を配布するとともに、各種広報媒体への掲載を依頼する等協力を呼びかける。
- (3) ハブクラゲ発生注意報 以下のとおり

令和6年ハブクラゲ発生注意報

本県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、一年のうち6月はじめ頃から人体へ影響を及ぼす大きさに急激に成長します。この時期は、海水浴、マリンレジャー等で海への出入りが多く、刺症被害も多く発生しています。

令和5年は、ハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害66件の内、11件（約17%）がハブクラゲによるものです。

県では、令和6年6月1日から9月30日までの間、ハブクラゲ発生注意報を発令し、広く県民や国内外から訪れる観光客に対し、ハブクラゲによる刺症被害を未然に防止するよう呼びかけます。

ハブクラゲ刺症を未然に防ぐには、

- ① 海水浴をする場合は、肌の露出を避け、ハブクラゲ侵入防止ネットの内側で泳ぎましょう。
- ② 海に出かける際には、酢（食酢）を持参しましょう。

ハブクラゲに刺された場合は、落ち着いて対処し、

- ① まず海から上がり、激しい動きをしないで、近くにいる人に助けを求めましょう。
- ② 刺された部分はこすらずに、酢（食酢）をたっぷりかけて触手を取り除いた後、氷や冷水で冷やしましょう。
- ③ 応急処置をし、医療機関で治療を受けるようにしましょう。

ビーチ管理者は、ハブクラゲ侵入防止ネット内での刺症事故が発生しないよう、ネットの管理を徹底しましょう。

● 生ごみ分別回収のご協力（登録制）について

栗国村では、循環社会の形成を図る取り組みとして、生ごみの堆肥化を行っています。「生ごみ」を「もえるごみ」と分別し、焼却することなく堆肥化することにより、（１）燃えるごみの減量化、（２）地球温暖化物質である二酸化炭素の発生抑制をすることができます。

生ごみの分別回収は登録制で、随時、ご協力（登録）できる世帯を募集しております。くわしくは、役場民生課（担当：大城）までご連絡ください。

登録していただいた世帯には、生ごみ回収専用バケツを配布し戸別回収いたします。また、堆肥化された堆肥の無料配布を行っています。

生ごみの回収（登録世帯対象）

毎週 月・水⇒午後１時
金⇒午前８時３０分

生ごみ回収専用バケツを
「登録した世帯」へ配布し
戸別回収します。



* 生ごみは水切りを十分に行い、ビニール等の異物混入がないか確認すること。



* 協力できる世帯を募集し登録いたします。登録のない世帯は今まで通りもえるごみに混合して出してください。

経済課 だより

栗国ハーリー

旧暦5月4日（ユッカヌヒー）に当たる、6月9日（日）に栗国港で栗国ハーリーが開催されました。職域競漕の部10チーム、各字の部3チームが出場しました。大雨による悪天候の中、転覆するサバニもありましたが、小中学生を中心に周りからの声援もあり、事故も無く無事終了しました。結果は次のとおりです。



◆ 職域競漕の部

順位	チーム名	タイム
優勝	西組	2分18秒75
準優勝	沖縄海塩研究所	2分29秒93
3位	栗国小中学校A	2分30秒15
4～10位	前組、スポーツ同好会2024、大晋建設（株）、栗国小中学校B、役場B、栗国農協・郵便局、役場A	—

◆ 字の部

順位	字名	タイム
優勝	東	2分25秒
準優勝	浜	3分04秒
3位	西	3分17秒



職域競漕優勝！西組



字の部優勝★東



力の限り戦い抜きました

～ 不審者避難訓練 ～

5月23日（木）に、栗国小中学校にて不審者避難訓練が行われました。今年は駐在さんとも相談して、実際に起こりうる犯行状況を想定したケースで行われました。不審者役を演じた担当職員からは、初期対応をされたことで侵入を断念したという感想をいただきました。



～ 遠足 ～

今年の栗国幼小中学校恒例の春の遠足は、5月2日（木）に実施されました。

雨天のため、体育館でのレクリエーションを楽しみました。



～ アニ塾 ～

児童生徒の学力向上を図るため、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用した「アニー学力アップ教室（村営塾）」を一般社団法人 教育振興会が受託し、5月22日（水）に開講いたしました。

小学5年生から中学3年生が通っております。途中からの受講も受け付けておりますので、教育委員会までご連絡ください。



船舶課だより

◆◆ 船舶課からのお知らせです ◆◆

令和6年8月1日から

栗国発の通常運航時刻が早まります。（泊発運航時刻は変わりません）

泊港発：午前9時30分

栗国発：午後1時45分

ご利用のお客様におかれましては発着時間を確認の上、手続きをお願いいたします。**手続きは出航20分前までにお済ませください。**

村 長 だ よ り 第 46 号

暑い日が続きますが、皆様におかれましては、元気にお過ごしと思います。

さて、いよいよ今月号をもちまして、私の村長だよりは最後となります。令和2年10月号から連載を開始し、本号まで46回をかぞえました。約4年間、私の拙文（へたな文章）にお付き合い下さりありがとうございました。

今月7日には新しい村長が決まり、8月1日からは新村長の下で素晴らしい村政が始まるものと期待しております。私も微力ながらお手伝いできることがあれば、協力を惜しまない所存です。

一方、私自身の村政（令和2年8月から令和6年7月）を振り返りますと、コロナ禍（令和2年1月から令和5年5月）の真ただ中で、どうしても村外の活動に制限がかかる時期でした。そのため村長の大事な職務の一つである村をアピールする事が、不十分であったと深く反省しております。しかしながら、その分、県と市町村長の会合その他公の場で、「栗国村ここにあり」の一念で積極的な発言に努めてまいりました。

また、内政として村の長年の懸念事項であります財政改革については一定の成果は出ましたが、新庁舎建設、教員住宅建設、製糖工場宿舍建設など、どうしても支出せざるを得ない事業があり、いまだ道半ばの感があります。今後も粘り強く取り組む必要性を感じます。

また、役場内の改革について、人事の改善（原則3年に一度の人事異動、人事評価の実行など）を図りました。ほかにも、職員には住民と接する際の心構えなどを訓示してまいりました。今、職員は4年前とは見違えるほど立派に成長し、なおかつ日々成長しております。各個人が、公務員としての使命をはっきり自覚し、村民を愛する「愛民の精神」を忘れることなく業務に邁進していただければ、栗国村の明るい未来、いつまでも住みたい栗国村の実現は十分期待できると確信しています。ぜひ、村民の皆様、彼らを温かい目で見守ってください。褒めて伸ばしてください。よろしくお願いいたします。

結びに、4年間私に村政を任せてくださいました村民の皆様の、温情とご厚意に心から感謝申し上げます。皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、私の皆様への最後のお便りいたします。

ありがとうございました。

2024.6.13 寄稿

村長日程表

R6年7月

- 9日（火） 出張）南部広域行政組合理事会
- 10日（水） 出張）沖縄県町村会定期総会

- 11日（木） 出張）多良間村視察
- 17日（水） 村内）下野巖原地権者意見交換会
- 29日（月）～31日（水） 村内）ヤガン折目

※事情により変更等がございますので、予めご了承ください。

栗国村携帯通信活用情報システム

- 船舶情報 ●防災情報 ●役場からのお知らせ
- お魚情報 ●航空情報 ●観光情報
- 特売情報が届くようになります。QRコードを読み取ってご登録下さい。



納税について

※納め忘れのないよう、よろしくお願いいたします。
※納付期限を過ぎた納付書は金融機関でお取扱いきませんのでご注意ください。

固定資産税 第2期（納付期限）	7月31日(水)
国民健康保険税 第1期（納付期限）	7月31日(水)
後期高齢者保険料 第1期（普通徴収）	7月31日(水)

※栗国村役場では、税金や各種料金は納付忘れが気にならない郵便局の口座引き落としをおすすめしています。次の税金や各種利用料がゆうちょの口座から引落が可能です。

- ①固定資産税 ②軽自動車税
- ③住民税 (担当：総務課 ☎988-2016)
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料
- (担当：民生課 ☎988-2017)
- ⑥上下水道料 ⑦村営住宅使用料
- (担当：経済課 ☎988-2258)

通帳と届出印、納税通知書や支払い済みの領収書をお持ちの上、郵便局で申し込み手続きをお済ませ下さい。
不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせ下さい。
栗国村内であれば栗国郵便局（988-2004）でも対応可能です。

栗国診療所

医師 大田瑞生



生活習慣病の診察が少し変わります！

栗国村の皆様、お元気に過ごされているでしょうか。度々風邪が流行しています。お体には気をつけてください。

さて、今回は生活習慣病（高血圧、高脂血症、糖尿病）の診察の話です。実は2024年6月から診療報酬の改定に伴い、生活習慣病の患者の診察時には「生活習慣病療養計画書」を定期的に記載して説明する事となりました。

より正確には「特定疾患」など他の枠組みに入る病気のない生活習慣病の患者、とややこしいのですが、要は「診察の時に時々生活指導されるよ」、とおぼえていただけますと幸いです。

お話する内容が増える分、雑談できる時間が減ってしまうのは残念です。しかし、「健康の維持のため、何に気をつけなければ行けないのか」を共有するための制度になっているので、皆様もこの機会に自分の健康について考えていただくと時間をかける価値があると思います。

これからも一緒に健康を目指して頑張っていきましょう！

地域おこし協力隊だより

“沖縄県地域おこし協力隊研修参加ご報告”

去る令和6年5月23日（木）に、沖縄県地域おこし協力隊初任者研修が那覇市で行われました。4月からとび吉に配属となった長村が参加しました。現役協力隊や協力隊OBから良きアドバイスを受けたり、県内の協力隊たちと交流したり、活動するための羅針盤を得ることが出来ました。

また、翌5月24日（金）には、県内の二年目以降協力隊が合流し、コミュニケーション研修を行いました。「SDGs×地域創生カードを使った街づくりワークショップ」と「目標設計のコミュニケーションワークショップ」を行いました。

今回研修で学んだことを活かし、地域の方々と協力しながら、栗国ならではの特産品開発（ミッション）に取り組んでいこうと長村笹沼共に強く思いました。



<初任者研修の模様>



<コミュニケーション研修の模様>

(地域おこし協力隊 長村憲和・笹沼誠)

7

月 栗国村行事カレンダー・ニューフェリーあぐに・第一航空 運航予定

日程・日時変更の際は村内放送でお知らせします。※航空便の変更等に関する放送はございませんので、第一航空（株）にお問合せ下さい。

日 旧暦	曜日	フェリー		航空便	行 事 予 定	日 旧暦	曜日	フェリー		航空便	行 事 予 定
		泊発	栗国発	那覇発 栗国発				泊発	栗国発	那覇発 栗国発	
1 5/26	月	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15		16 6/11	火	9:30	14:00		
2 5/27	火	9:30	14:00		足腰教室 離島振興総合センター 午後1時30分～午後3時30分	17 6/12	水	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	6月折目
3 5/28	水	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	健康相談 保健師室 午前9時30分～午前11時	18 6/13	木	9:30	14:00		健康相談 保健師室 午前9時30分～午前11時
4 5/29	木	9:30	14:00			19 6/14	金	9:30	14:00		
5 5/30	金	9:30	14:00			20 6/15	土	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	
6 6/1	土	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15		21 6/16	日	9:30	14:00		
7 6/2	日	9:30	14:00			22 6/17	月	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	
8 6/3	月	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15		23 6/18	火	9:30	14:00	那 9:15 栗 15:30	足腰教室 離島振興総合センター 午後1時30分～午後3時30分
9 6/4	火	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	足腰教室 離島振興総合センター 午後1時30分～午後3時30分	24 6/19	水	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	
10 6/5	水	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15		25 6/20	木	9:30	14:00		健康相談 保健師室 午前9時30分～午前11時 健康運動教室 午後7時30分～午後9時30分 離島振興総合センター
11 6/6	木	9:30	14:00		健康相談 保健師室 午前9時30分～午前11時	26 6/21	金	9:30	14:00		健康運動教室 午前9時30分～午前11時30分 離島振興総合センター
12 6/7	金	9:30	14:00			27 6/22	土	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	
13 6/8	土	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15		28 6/23	日	9:30	14:00		
14 6/9	日	9:30	14:00			29 6/24	月	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	山ん神
15 6/10	月	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	海の日	30 6/25	火	9:30	14:00	那 9:15 栗 15:30	火又神祭 足腰教室 離島振興総合センター 午後1時30分～午後3時30分
						31 6/26	水	9:30	14:00	那 9:15 栗 11:15	ヤガン折目

【村運営バス・デマンド型乗合タクシー】

・アニー号（コミュニティバス）
・リかりか号（デマンド型乗合タクシー）
《専用電話》080-9852-7362
上記以外のお問い合わせ
《電話》098-988-2016

【船舶へのお問い合わせ】

・栗国村船舶課（7:30～17:15）
☎ 098-988-2495
・那覇船舶事務所（8:00～17:00）
☎ 098-862-5553

【航空機について】

第一航空株式会社那覇営業所
電話番号 098-859-5531
運航日時：1日1往復
週3往復程度
（月・水・土曜日）

【消費生活相談窓口】

・栗国村民生課
☎ 098-988-2017
・消費者ホットライン
☎ 0570-064-370

【民生委員】

西地区担当：棚原 宏明氏
東地区担当：安里 和雄氏
浜地区担当：末吉 浩一氏

【人権擁護委員】

呉屋 貴美江氏

【行政相談員】

不在